

京都府指令 8 住政第 334 号

京都府宇治市宇治半白 123 番地

株式会社メイクス

令和 8 年 2 月 10 日付けで申請のことについて、下記のとおり住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 59 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人に指定します。

令和 8 年 3 月 31 日

京都府知事 西 脇 隆 俊



記

- 1 支援業務の種別
法第 62 条第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる業務
- 2 名称又は商号
株式会社メイクス
- 3 主たる事務所又は営業所その他支援業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地
(名称) 株式会社メイクス
(所在地) 京都府宇治市宇治半白 123 番地